

吹田市役所職員食堂運営業務事業者募集要項

1 業務名

吹田市役所職員食堂運営業務

2 事業者の選定方法

公募型プロポーザルによる選考

3 運営主体

吹田市職員厚生会

4 業務内容

別紙「吹田市役所職員食堂運営業務仕様書」のとおり

5 施設概要

次の施設を運営すること

吹田市役所 職員食堂

所在地 吹田市泉町1丁目3番40号

食堂位置 本庁舎中層棟 地下1階

食堂面積 488.94㎡（厨房181.26㎡、フロア307.68㎡）

座席数 143席

平均利用実績 1日当たり約200人

6 契約期間（予定）

令和7年4月1日～令和8年3月31日

ただし、委託業務の履行状況が良好であると認められる場合は、令和12年3月31日までを限度として継続するものとする。

7 応募資格

応募事業者は、以下の資格要件を全て満たすこと。（事業者決定後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は決定を取り消す。）

- (1) 良質な食事を適切な価格で提供でき、誠実に業務が履行できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 法人の場合、「法人税・消費税」又は「所得税・消費税」に未納がないこと。
- (4) 個人事業主の場合、「市民税」に未納がないこと。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく適正な飲食店営業許可証を有し、現在まで飲食店等の2年以上の継続的な運営をしている実績があること。
- (6) 公募開始日から過去1年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていない

こと。

- (7) 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

8 応募スケジュール

「企画提案書」の受付	令和6年12月2日（月）～令和7年1月20日（月）
「質問書」の受付（回答：一括）	令和6年12月2日（月）～令和6年12月27日（金）
プロポーザル（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年2月上～中旬頃
選考結果の通知	令和7年2月下旬頃
契約の締結	令和7年4月1日（予定）
事業開始	令和7年7月1日（予定）

9 応募手続き

※ 各種公募に関する資料・様式は、本市ホームページからダウンロードすること。

(1) 企画提案書の受付

ア 提出書類 (ア) プロポーザル参加申込書【様式1】

(イ) 企画提案書【様式2】（様式2-1から2-10までをそれぞれ3部。選定委員会でプレゼンテーションを行っていただく際の資料となります。）

(ウ) 印鑑証明書（原本1部、発行日から3か月以内のもの）

(エ) 納税証明書等（原本各1部、発行日から3か月以内のもの。）

【法人の場合】

- ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（それぞれ直近1年分）
- ・登記簿謄本・履歴事項全部証明書（原本1部、発行日から3か月以内のもの）

【個人事業主の場合】

- ・市税納税証明書（直近1年分）
- ・住民票（原本1部、発行日から3か月以内のもの）

(カ) 誓約書【様式3】

イ 提出期間 令和6年12月2日（月）から令和7年1月20日（月）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 持参による提出。

(2) 質問書の受付

本募集に関する質問がある場合は、質問票【様式4】を提出すること。

なお、質問票提出以外での質問は受け付けない。

ア 提出書類 質問票【様式4】

イ 提出期限 令和6年12月27日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 F A X又はE-mail

エ 提出先 吹田市職員厚生会

(3) 質問に対する回答

質問に対しては、応募事業者全員に令和7年1月14日（火）までに回答する。（質問票を提出していない事業者に対しても回答する。）

回答方法 F A X又はE-mail

10 選考方法

(1) 応募資格・企画内容等の審査

応募資格に適合している事業者について、吹田市職員食堂運営業務事業者選定委員会において、企画提案書等の書類審査、プレゼンテーションの審査及びヒアリングを行い、評価項目について総合的に評価し、採点することにより行う。

選定委員の採点結果の合計を基に順位を決定する。

(2) 評価方法

次に掲げる評価項目について、提案書の内容から評価を行い、それぞれの項目について採点し、順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を委託候補者として決定する。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、委員による合議又は多数決により決定する。ただし、委員の評価点の平均が満点の6割未満の場合、委託候補者として決定することはできない。

なお、応募者が1者のみの場合においても同様の選考を行うものとする。

評価項目は下表のとおりとする。

NO	評価項目	
1	経営体制	受注実績・収支計画
2	実施体制	営業方式・従業員体制等
3	メニュー	品目・価格・栄養管理・健康への配慮等
4	衛生管理体制	衛生管理
5	その他	独自提案、吹田市内事業者

(3) 選考結果

本選考の結果は、全参加事業者に通知するとともに、ホームページ上にも掲載する。

(4) 業務委託契約の締結

本選考の結果、第1位の者は、本業務を受託する権利を取得し、吹田市職員厚生会と業務委託契約を締結するものとする。なお、第1位の者との協議が整わない場合は、次順位の者に対し、同様の手続きを進めるものとする。

1 1 失格事由

提案者に次の行為があった場合は失格とする。

- (1) プロポーザルの選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

1 2 その他

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本選考以外の目的に使用しない。
- (3) 応募に係る経費は、応募者の負担とする。
- (4) 企画提案書は、1 者につき 1 案しか提出できない。

1 3 本業務の事務局

〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号 吹田市役所内

吹田市職員厚生会

TEL : 0 6 - 6 3 8 4 - 2 8 0 2

FAX : 0 6 - 6 3 8 4 - 6 1 1 0

E-mail : kouseikai@city.suita.osaka.jp